

第8章 環境影響評価の概要

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 8-1 (1)～(22)に示すとおりである。

表 8-1 (1) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置										
大気質	建設機械の稼働 (二酸化窒素)	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う大気質の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点 (最大着地濃度 出現地点)</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 年間 98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画地敷地境界 南東側</td> <td style="text-align: center;">0.029</td> <td style="text-align: center;">0.052</td> <td>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点 (最大着地濃度 出現地点)	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 年間 98%値	計画地敷地境界 南東側	0.029	0.052	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、排出ガス対策型の使用に努める。 ・施工区域周囲に仮囲い（高さ 2 m 以上）を設置する。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。
	予測地点 (最大着地濃度 出現地点)	将来予測濃度		整合を図るべき基準等									
年平均値		日平均値の 年間 98%値											
計画地敷地境界 南東側	0.029	0.052	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下										
	建設機械の稼働 (粉じん)	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 計画地内の浮遊粉じんの調査結果は、計画地周辺の住宅地付近で実施した調査結果と同程度であり、大きな差異はなかった。また、計画地内の浮遊粒子状物質の調査結果は、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していたことから、予測地域では粉じんの飛散による問題は生じていないと考えられる。 また、工事時間帯（8時～18時（12時～13時除く））における風速 5.5m/s 以上の年間出現時間数は 93 時間、出現割合は 1.1%であった。 さらに、工事の施行中には、施工区域周囲への仮囲いの設置等の環境の保全のための措置を実施することから、建設機械の稼働に伴う粉じんの飛散による影響は小さいものと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p>											

表 8-1 (2) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																						
大気質	資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価 <small>単位：ppm</small></p> <table border="1" data-bbox="322 730 1120 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1</td> <td>北</td> <td>0.011</td> <td>0.023</td> <td rowspan="4">日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.011</td> <td>0.023</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>0.015</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.015</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間98%値	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	南	0.011	0.023	No.2	北	0.015	0.030	南	0.015	0.030	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
予測地点	予測方向	将来予測濃度			整合を図るべき基準等																				
		年平均値	日平均値の年間98%値																						
No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下																					
	南	0.011	0.023																						
No.2	北	0.015	0.030																						
	南	0.015	0.030																						

表 8-1 (3) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																		
大気質	施設の稼働	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 一部の物質(カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物)は、本施設に対して大気汚染防止法等に基づく排出基準が適用されないものの、PRTR データより埼玉県での当該物質の届出移動量・廃棄物移動データを抽出し、埼玉県で発生する当該物質の全量を受入して処理したと仮定し、排ガス中に含まれる濃度を設定して予測計算を行ったところ、施設の稼働に伴う寄与濃度が高くなる可能性があるとして予測されたが、排出ガス処理設備を設置し、処理物質の性状に応じて適切に処理を行う等の環境保全措置を講じることで、影響の低減に努める。なお、これらの物質のうちカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物については、特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある物質でもあり排出条件の設定に関して不確実性が生じるため、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素も含めて事後調査を実施する。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 ■長期的評価 施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、すべての項目で環境基準等(整合を図るべき基準等)に適合している。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間 98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td> <td>0.007</td> <td>0.017</td> <td rowspan="5">日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>0.005</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.003</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td rowspan="5">日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td> <td>0.014</td> <td>0.035</td> <td rowspan="5">日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>0.013</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>0.014</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.013</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>0.013</td> <td>0.034</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間 98%値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.007	0.017	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	No.1	0.005	0.012	No.2	0.004	0.010	No.3	0.003	0.008	No.4	0.004	0.010	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 2%除外値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.004	0.006	日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下	No.1	0.001	0.002	No.2	0.001	0.002	No.3	0.001	0.002	No.4	0.001	0.002	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 2%除外値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.014	0.035	日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下	No.1	0.013	0.034	No.2	0.014	0.035	No.3	0.013	0.034	No.4	0.013	0.034	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス処理設備を設置し、処理物質の性状に応じて適切に処理する。 －窒素酸化物に関しては、触媒（アンモニア水吹込み）による脱硝を行う。 －塩化水素及び硫黄酸化物に関しては、消石灰による脱塩・脱硫を行う。 －水銀に関しては、活性炭により吸着除去する。 －ばいじんに関しては、ろ過式集じん器による捕集、除去を行う。 －ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。また、活性炭による吸着除去や触媒による分解を行う。 －特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解する。 －微小粒子状物質に関しては、排ガス処理設備におけるろ過式集じん機により捕集除去する。 ・硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん、水銀、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物に関しては、排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。
予測地点	予測結果			整合を図るべき基準等																																																																	
	年平均値	日平均値の年間 98%値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.007	0.017	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下																																																																		
No.1	0.005	0.012																																																																			
No.2	0.004	0.010																																																																			
No.3	0.003	0.008																																																																			
No.4	0.004	0.010																																																																			
予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等																																																																		
	年平均値	日平均値の 2%除外値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.004	0.006	日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下																																																																		
No.1	0.001	0.002																																																																			
No.2	0.001	0.002																																																																			
No.3	0.001	0.002																																																																			
No.4	0.001	0.002																																																																			
予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等																																																																		
	年平均値	日平均値の 2%除外値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.014	0.035	日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下																																																																		
No.1	0.013	0.034																																																																			
No.2	0.014	0.035																																																																			
No.3	0.013	0.034																																																																			
No.4	0.013	0.034																																																																			

表 8-1 (4) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																
大気質	施設の稼働	<p style="text-align: center;">施設の稼働に伴うダイオキシン類の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：pg-TEQ/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予測地点</th> <th style="width: 30%;">予測結果</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td> <td style="text-align: center;">0.015</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td style="text-align: center;">0.006</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td style="text-align: center;">0.006</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td style="text-align: center;">0.006</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う水銀の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ngHg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予測地点</th> <th style="width: 30%;">予測結果</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td> <td style="text-align: center;">4.5</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">1 年平均値が 40ngHg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>■短期的評価</p> <p>施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合する。塩化水素については、接地逆転層崩壊時に整合を図るべき基準等を上回るが、既存知見によると「この現象はある一点でみれば瞬間的な現象であるため、長続きしないことから特に大きな問題となるとは考えにくい」とされている。したがって、本事業の施設の稼働に伴うフュミゲーション発生時の大気質への影響は、ある特定の気象条件のときに、整合を図るべき基準等を上回る場合があるものの、この現象は瞬間的な現象であり、長続きしないと考えられることから、計画地周辺において著しい影響を及ぼすものではないと考えられる。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">気象条件</th> <th style="width: 30%;">予測結果^{注)}</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な気象条件時</td> <td style="text-align: center;">0.055</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">1 時間値が 0.1ppm から 0.2ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>上層逆転層出現時</td> <td style="text-align: center;">0.056</td> </tr> <tr> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td style="text-align: center;">0.061</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td style="text-align: center;">0.053</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">気象条件</th> <th style="width: 30%;">予測結果^{注)}</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な気象条件時</td> <td style="text-align: center;">0.017</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">1 時間値が 0.1ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>上層逆転層出現時</td> <td style="text-align: center;">0.018</td> </tr> <tr> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td style="text-align: center;">0.029</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td style="text-align: center;">0.013</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">気象条件</th> <th style="width: 30%;">予測結果^{注)}</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な気象条件時</td> <td style="text-align: center;">0.061</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">1 時間平均値が 0.20 mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>上層逆転層出現時</td> <td style="text-align: center;">0.062</td> </tr> <tr> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td style="text-align: center;">0.066</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td style="text-align: center;">0.060</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。</p>	予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.015	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	No.1	0.009	No.2	0.006	No.3	0.006	No.4	0.006	予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	4.5	1 年平均値が 40ngHg/m ³ 以下	No.1	1.7	No.2	2.0	No.3	1.9	No.4	1.7	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等	一般的な気象条件時	0.055	1 時間値が 0.1ppm から 0.2ppm 以下	上層逆転層出現時	0.056	接地逆転層崩壊時	0.061	ダウンウォッシュ時	0.053	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等	一般的な気象条件時	0.017	1 時間値が 0.1ppm 以下	上層逆転層出現時	0.018	接地逆転層崩壊時	0.029	ダウンウォッシュ時	0.013	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等	一般的な気象条件時	0.061	1 時間平均値が 0.20 mg/m ³ 以下	上層逆転層出現時	0.062	接地逆転層崩壊時	0.066	ダウンウォッシュ時	0.060	
		予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等																																																															
		最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.015	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下																																																															
		No.1	0.009																																																																
		No.2	0.006																																																																
		No.3	0.006																																																																
		No.4	0.006																																																																
		予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等																																																															
		最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	4.5	1 年平均値が 40ngHg/m ³ 以下																																																															
		No.1	1.7																																																																
No.2	2.0																																																																		
No.3	1.9																																																																		
No.4	1.7																																																																		
気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等																																																																	
一般的な気象条件時	0.055	1 時間値が 0.1ppm から 0.2ppm 以下																																																																	
上層逆転層出現時	0.056																																																																		
接地逆転層崩壊時	0.061																																																																		
ダウンウォッシュ時	0.053																																																																		
気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等																																																																	
一般的な気象条件時	0.017	1 時間値が 0.1ppm 以下																																																																	
上層逆転層出現時	0.018																																																																		
接地逆転層崩壊時	0.029																																																																		
ダウンウォッシュ時	0.013																																																																		
気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等																																																																	
一般的な気象条件時	0.061	1 時間平均値が 0.20 mg/m ³ 以下																																																																	
上層逆転層出現時	0.062																																																																		
接地逆転層崩壊時	0.066																																																																		
ダウンウォッシュ時	0.060																																																																		

表 8-1 (5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																							
大気質	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う塩化水素の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象条件</th> <th>予測結果^{注)}</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な気象条件時</td> <td>0.016</td> <td rowspan="4">0.02ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>上層逆転層出現時</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td>0.010</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。</p> <p>■ 予測対象物質以外で特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある有害物質 予測対象物質以外で特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある有害物質は、コークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から溶融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化溶融炉により廃棄物処理を行う。 特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解するとともに、設備の点検・整備を適切に実施することから、施設の稼働に伴う影響は低減されるものとする。</p>	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等	一般的な気象条件時	0.016	0.02ppm 以下	上層逆転層出現時	0.017	接地逆転層崩壊時	0.032	ダウンウォッシュ時	0.010																																																												
	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等																																																																							
一般的な気象条件時	0.016	0.02ppm 以下																																																																								
上層逆転層出現時	0.017																																																																									
接地逆転層崩壊時	0.032																																																																									
ダウンウォッシュ時	0.010																																																																									
廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両等の走行に伴う二酸化窒素の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">二酸化窒素 (ppm)</td> <td rowspan="2">No.1</td> <td>北</td> <td>0.011</td> <td>0.023</td> <td rowspan="4">日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.011</td> <td>0.023</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>0.014</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.015</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両等の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td rowspan="2">No.1</td> <td>北</td> <td>0.014</td> <td>0.034</td> <td rowspan="4">日平均値の2%除外値が0.10 mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.014</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>0.014</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>0.014</td> <td>0.034</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両等の走行に伴う炭化水素(非メタン炭化水素)の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>炭化水素の年平均値</th> <th>非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)</td> <td rowspan="2">No.1</td> <td>北</td> <td>2.018</td> <td>0.090</td> <td rowspan="4">非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>2.018</td> <td>0.090</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>2.010</td> <td>0.082</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>2.010</td> <td>0.082</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間98%値	二酸化窒素 (ppm)	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	南	0.011	0.023	No.2	北	0.014	0.028	南	0.015	0.030	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の2%除外値	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	No.1	北	0.014	0.034	日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下	南	0.014	0.034	No.2	北	0.014	0.034	南	0.014	0.034	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	炭化水素の年平均値	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値	炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)	No.1	北	2.018	0.090	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下	南	2.018	0.090	No.2	北	2.010	0.082	南	2.010	0.082	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両等は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・ 廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・ 廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者者に要望する。 ・ 適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者者に協力を依頼する。
項目	予測地点				予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																																																		
		年平均値	日平均値の年間98%値																																																																							
二酸化窒素 (ppm)	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下																																																																					
		南	0.011	0.023																																																																						
	No.2	北	0.014	0.028																																																																						
		南	0.015	0.030																																																																						
項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																																																					
			年平均値	日平均値の2%除外値																																																																						
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	No.1	北	0.014	0.034	日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下																																																																					
		南	0.014	0.034																																																																						
	No.2	北	0.014	0.034																																																																						
		南	0.014	0.034																																																																						
項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																																																					
			炭化水素の年平均値	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値																																																																						
炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)	No.1	北	2.018	0.090	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下																																																																					
		南	2.018	0.090																																																																						
	No.2	北	2.010	0.082																																																																						
		南	2.010	0.082																																																																						

表 8-1 (6) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																					
騒音・低周波音	建設機械の稼働	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、すべての予測対象時期で運営協定に基づく騒音の自主規制値（整合を図るべき基準等）以下になると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="320 730 1120 911"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測対象時期</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)</td> <td>69</td> <td rowspan="3">70</td> </tr> <tr> <td>既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測対象時期	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	A	I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)	69	70	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	70	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	49	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音型の使用に努める。 施工区域周囲に仮囲い（原則高さ 2 m 以上）を設置する。 建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 									
予測地点	予測対象時期	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																					
A	I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)	69	70																					
	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	70																						
	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	49																						
資材運搬等の車両の走行		<p>【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、No.2 で「騒音に係る環境基準」に基づく幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準（整合を図るべき基準等）を下回る。No.1 では環境基準を上回ったものの、現況騒音レベルにおいても環境基準を上回っており、騒音レベルの増加分は 0.1 ～ 0.3 dB である。また、アイドリングストップの周知・徹底、搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理、車両の整備・点検等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="320 1588 1120 1742"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測方向</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1</td> <td>南</td> <td>71(71.0)</td> <td>71(71.1)</td> <td rowspan="2">現況に著しい影響を及ぼさないこと</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>71(71.4)</td> <td>72(71.7)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>62(62.2)</td> <td>63(62.5)</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>64(63.7)</td> <td>64(64.0)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	71(71.0)	71(71.1)	現況に著しい影響を及ぼさないこと	北	71(71.4)	72(71.7)	No.2	北	62(62.2)	63(62.5)	70	南	64(63.7)	64(64.0)	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																				
No.1	南	71(71.0)	71(71.1)	現況に著しい影響を及ぼさないこと																				
	北	71(71.4)	72(71.7)																					
No.2	北	62(62.2)	63(62.5)	70																				
	南	64(63.7)	64(64.0)																					

表 8-1(7) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																	
騒音・低周波音	施設の稼働(騒音)	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、すべての時間区分で運営協定に基づく騒音の自主規制値（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="322 703 1120 860"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>朝</td> <td>52</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>52</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>52</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>52</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分 朝：6～8時 昼間：8～19時 夕：19～22時 夜間：22～翌6時</p>	予測地点	時間区分	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	A	朝	52	65	昼間	52	70	夕	52	65	夜間	52	60	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝播を低減する。建物外に設置する機器は、必要に応じて個別に騒音対策を施す。 ・騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。
予測地点	時間区分	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																	
A	朝	52	65																	
	昼間	52	70																	
	夕	52	65																	
	夜間	52	60																	
施設の稼働(低周波音)		<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う低周波音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、低周波音の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う低周波音レベルの予測結果は、超低周波音を知覚する(閾値)とされている音圧レベル（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価した。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う低周波音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="322 1352 1120 1411"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>将来予測低周波音レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	将来予測低周波音レベル	整合を図るべき基準等	A	80	100	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の点検・整備を適切に実施する。 											
予測地点	将来予測低周波音レベル	整合を図るべき基準等																		
A	80	100																		

表 8-1 (8) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																					
騒音・低周波音	廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、No.2で「騒音に係る環境基準」に基づく幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準（整合を図るべき基準等）を下回る。No.1では環境基準を上回ったものの、現況騒音レベルにおいても環境基準を上回っており、騒音レベルの増加分は0.0～0.1dBである。また、アイドリングストップの周知・徹底、搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理、適切に整備・点検された車両の使用等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の評価 単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測方向</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>将来予測騒音レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1</td> <td>南</td> <td>71(71.0)</td> <td>71(71.0)</td> <td rowspan="2">現況に著しい影響を及ぼさないこと</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>71(71.4)</td> <td>72(71.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>北</td> <td>62(62.2)</td> <td>62(62.4)</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>64(63.7)</td> <td>64(63.8)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	71(71.0)	71(71.0)	現況に著しい影響を及ぼさないこと	北	71(71.4)	72(71.5)	No.2	北	62(62.2)	62(62.4)	70	南	64(63.7)	64(63.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者と協力依頼する。
予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																				
No.1	南	71(71.0)	71(71.0)	現況に著しい影響を及ぼさないこと																				
	北	71(71.4)	72(71.5)																					
No.2	北	62(62.2)	62(62.4)	70																				
	南	64(63.7)	64(63.8)																					
振動	建設機械の稼働	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測対象時期で「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価 単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測対象時期</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>I期工事 (工事開始3ヶ月目)</td> <td>59</td> <td rowspan="3">75</td> </tr> <tr> <td>既存施設解体工事 (工事開始63ヶ月目)</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>II期工事 (工事開始84ヶ月目)</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測対象時期	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	A	I期工事 (工事開始3ヶ月目)	59	75	既存施設解体工事 (工事開始63ヶ月目)	55	II期工事 (工事開始84ヶ月目)	48	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 									
予測地点	予測対象時期	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																					
A	I期工事 (工事開始3ヶ月目)	59	75																					
	既存施設解体工事 (工事開始63ヶ月目)	55																						
	II期工事 (工事開始84ヶ月目)	48																						

表 8-1 (9) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																												
振動	資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測地点及び時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="322 763 1110 1021"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測方向</th> <th>時間区分</th> <th>時間帯^{注2)}</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">No.1</td> <td rowspan="2">南</td> <td>昼間</td> <td>8時台</td> <td>31</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6時台</td> <td>31</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北</td> <td>昼間</td> <td>8時台</td> <td>32</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6時台</td> <td>31</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">No.2</td> <td rowspan="2">北</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>32</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>31</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>32</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>31</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分 昼間：8～19時 夜間：19～翌8時 注2) 予測における振動レベルが最大となる時間帯である。</p>	予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	昼間	8時台	31	65	夜間	6時台	31	60	北	昼間	8時台	32	65	夜間	6時台	31	60	No.2	北	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	31	60	南	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	31	60	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																										
No.1	南	昼間	8時台	31	65																																										
		夜間	6時台	31	60																																										
	北	昼間	8時台	32	65																																										
		夜間	6時台	31	60																																										
No.2	北	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	31	60																																										
	南	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	31	60																																										
施設の稼働		<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="322 1529 1110 1608"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>昼間</td> <td rowspan="2">49</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分 昼間：8～19時 夜間：19～翌8時</p>	予測地点	時間区分	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	A	昼間	49	65	夜間	60	<ul style="list-style-type: none"> 発生源となる設備機器等の基礎の施工等により防止する。 設備の点検・整備を適切に実施する。 																																		
予測地点	時間区分	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																												
A	昼間	49	65																																												
	夜間		60																																												

表 8-1(10) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																												
振動	廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測地点及び時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="323 763 1110 1021"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測方向</th> <th>時間区分</th> <th>時間帯^{注2)}</th> <th>将来予測振動レベル</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">No.1</td> <td rowspan="2">南</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>31</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>31</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">No.2</td> <td rowspan="2">北</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>32</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>32</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)時間区分 昼間：8～19時 夜間：19～翌8時 注2)予測における振動レベルが最大となる時間帯である。</p>	予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	昼間	10時台	31	65	夜間	7時台	30	60	北	昼間	10時台	31	65	夜間	7時台	30	60	No.2	北	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	30	60	南	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	30	60	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者と協力依頼する。
予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																										
No.1	南	昼間	10時台	31	65																																										
		夜間	7時台	30	60																																										
	北	昼間	10時台	31	65																																										
		夜間	7時台	30	60																																										
No.2	北	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	30	60																																										
	南	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	30	60																																										
悪臭	施設の稼働	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 ＜施設から排出される排ガスの悪臭＞ 施設から排出される排出ガスの悪臭の予測結果は、すべての気象条件で「悪臭防止法」に基づく敷地境界の規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設から排出される排出ガスの悪臭の評価</p> <table border="1" data-bbox="323 1565 1110 1671"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>最大着地濃度(将来予測臭気指数)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1.0</td> <td>S</td> <td>風下側約340m</td> <td>10未満</td> <td rowspan="2">18</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1.0</td> <td>WSW</td> <td>風下側約900m</td> <td>10未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜施設から漏洩する悪臭＞ 類似施設である既存施設の計画地内における臭気濃度（臭気指数）の調査結果は、すべての調査地点及び調査時期で規制基準等に適合していた。 また、新施設では既存施設と同等以上の悪臭対策を講じるため、施設から漏洩する悪臭の影響は、既存施設の計画地内における臭気濃度（臭気指数）の調査結果と同程度になり、「悪臭防止法」に基づく敷地境界線における規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p>	大気安定度	風速(m/s)	風向	最大着地濃度出現地点	最大着地濃度(将来予測臭気指数)	整合を図るべき基準等	A	1.0	S	風下側約340m	10未満	18	D	1.0	WSW	風下側約900m	10未満	<p>＜廃棄物ピット＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用する。必要に応じて、ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を使用する。 <p>＜投入扉＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を抑制する。 <p>＜プラットホーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を抑制する。 ・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気的外部への漏洩を防止する。 <p>＜廃棄物貯留ヤード＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。 <p>＜点検・整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の点検・整備を適切に実施する。 																											
大気安定度	風速(m/s)	風向	最大着地濃度出現地点	最大着地濃度(将来予測臭気指数)	整合を図るべき基準等																																										
A	1.0	S	風下側約340m	10未満	18																																										
D	1.0	WSW	風下側約900m	10未満																																											

表 8-1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																																	
水質	施設の稼働	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 環境基準が定められている荒川下流のNo.2 においては、BOD は 0.7～1.1mg/L（現況水質は 0.7～1.1mg/L）、SS は 1.0～2.4mg/L（現況水質は 1.0～2.4mg/L）となり、環境基準（整合を図るべき基準等）を満足すると予測する。 なお、荒川に流入する塩沢川下流のNo.3 及び天神沢川上流（塩沢川の上流）のNo.4 においては、環境基準は定められていないが、BOD は 0.7～2.1mg/L（現況水質は 0.5～2.0mg/L）、SS は 1.5～10.2mg/L（現況水質は 1.0～9.8mg/L）となり、現況水質の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う公共用水域の水質（BOD、SS）の評価</p> <table border="1" data-bbox="322 922 1110 1128"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="4">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">BOD (mg/L)</td> <td>No.2</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>2mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.8</td> <td>1.2</td> <td>0.7</td> <td>1.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>1.3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SS (mg/L)</td> <td>No.2</td> <td>1.2</td> <td>2.4</td> <td>2.0</td> <td>1.0</td> <td>25mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>1.7</td> <td>4.7</td> <td>1.5</td> <td>1.7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>3.0</td> <td>7.8</td> <td>10.2</td> <td>1.8</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査地点	予測結果				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	BOD (mg/L)	No.2	1.1	1.1	0.8	0.7	2mg/L 以下	No.3	0.8	1.2	0.7	1.2	-	No.4	2.0	1.7	2.1	1.3	-	SS (mg/L)	No.2	1.2	2.4	2.0	1.0	25mg/L 以下	No.3	1.7	4.7	1.5	1.7	-	No.4	3.0	7.8	10.2	1.8	-	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント排水（生活排水を除く）は、既存施設と同様に、計画地内クローズド・システムであり、計画地外への排出は行わない。 ・生活排水は、既存施設と同様に、合併浄化槽で埼玉県浄化槽設置指導要綱等に定める水質基準値以下に浄化した後、排水路を経由して天神沢川へ放流する計画である。 ・雨水排水は、側溝を通して埼玉県環境整備センター内の防災調整池に導かれ、ここから天神沢川に放流する。計画地内からの雨水排水の排水は、計画地内の雨水最終口において水質汚濁防止法等に定める水質基準値以下になっていることを確認する。
調査項目	調査地点	予測結果				整合を図るべき基準等																																														
		春季	夏季	秋季	冬季																																															
BOD (mg/L)	No.2	1.1	1.1	0.8	0.7	2mg/L 以下																																														
	No.3	0.8	1.2	0.7	1.2	-																																														
	No.4	2.0	1.7	2.1	1.3	-																																														
SS (mg/L)	No.2	1.2	2.4	2.0	1.0	25mg/L 以下																																														
	No.3	1.7	4.7	1.5	1.7	-																																														
	No.4	3.0	7.8	10.2	1.8	-																																														

表 8-1(12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 造成等の工事に伴う土壌への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。 したがって、造成等の工事に伴う土壌への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分された土地に該当していない。また、平成 14 年 10 月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準(当時)を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。 また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点 (No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近) のすべての項目で環境基準を満たしている。 建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等(環境基準を満足すること)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。
施設	施設の稼働	<p>【回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う土壌への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う土壌への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、一般環境中に灰等が飛散させないように、灰等の飛散や流出対策を施した運搬車両を使用するとともに、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で積み込む。さらに、プラント排水については、排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。クローズド・システムで運用するするとともに、排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。 また、施設の稼働に伴う大気質の予測結果(ダイオキシン類、水銀)は、最大着地濃度出現地点及び計画地周辺に分布する集落付近の代表地点(4地点)において環境基準値(ダイオキシン類)や指針値(水銀)を下回ると予測する。 加えて、計画地内の既存施設は平成 18 年(2006 年)に竣工し、15 年以上稼働しているが、既存施設が長期にわたり稼働している状況下においても、計画地内に設定した調査地点 (No.1～7) では、土壌中のダイオキシン類及び水銀を含むすべての項目で環境基準を満たしている。 したがって、施設の稼働に伴い構造物からの漏出や灰等の飛散はないことから、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染を引き起こすことはなく、また、施設の稼働(排出ガスの拡散)に伴うダイオキシン類及び水銀の予測結果は環境基準値や指針値を下回り、加えて、既存施設が 15 年以上稼働している状況下においても計画地内で土壌汚染は確認されていないことを踏まえると、本事業により計画地周辺における土壌中のダイオキシン類及び水銀の濃度を著しく悪化させることはないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等(環境基準を満足すること。計画地及びその周辺の土壌を著しく悪化させないこと。)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、灰等の飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 ・一般環境中に灰等が飛散させないように、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で灰等を積み込む。 ・プラント排水は、クローズド・システムで運用する。 ・排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。 ・排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。

表 8-1(13) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
動物	工事中、存在・供用時	<p>【回避・低減の観点】 工事中及び存在・供用時における動物への影響（間接的影響として騒音・振動の変化、水質の変化、光環境の変化）が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 本事業による生息環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講じることで保全すべき動物種及び生息環境は保全されると考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然環境への影響の緩和に努めること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は低騒音・低振動型のものを採用する。 ・資材運搬等の車両の走行に関して、アイドリングストップの周知・徹底や運行管理など配慮する。 ・工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する ・建設機械の稼働時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・資材運搬等の車両（大型車）の走行時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定し、緑地に向けないよう配慮する。 ・供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講じる。 ・廃棄物運搬車両等（大型車）の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね7時から午後6時とする。 ・計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないよう配慮する。

表 8-1(14) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
植物	工事中、存在・供用時	<p>【回避・低減の観点】 工事中及び存在・供用時における植物への影響（間接的影響として水質の変化や光環境の変化）が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 本事業による生育環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講ずることによって保全すべき植物種及び生育環境は保全されると考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然環境への影響の緩和に努めること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する ・ 建設機械の稼働時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・ 資材運搬等の車両（大型車）の走行時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・ 極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定して使用し、緑地に向けないように配慮する。 ・ 供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講ずる。 ・ 廃棄物運搬車両等（大型車）の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね7時から午後6時とする。 ・ 計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないように配慮する。

表 8-1(15) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
生態系	工事中、存在・供用時	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、計画施設用地内及びその周辺において着目種及び関係種の生息地を直接改変することはないため、事業実施に伴う生息環境の消失や質的变化等の直接的影響は生じないものとする。 工事中及び存在・供用時における生態系への影響(間接的影響として騒音・振動発生による変化及び水質の変化や光環境の変化)が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 本事業による着目種や関係種の生息環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、騒音・振動による変化、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講ずることで着目種及びその生息環境への影響は低減され、地域を特徴づける生態系は保全されると考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等(生態系への影響の緩和に努めること)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は低騒音・低振動型のものを採用する。 ・資材運搬等の車両の走行に関して、アイドリングストップの周知・徹底や運行管理など配慮する。 ・工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する。 ・建設機械の稼働時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・資材運搬等の車両(大型車)の走行時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定し、緑地に向けないよう配慮する。 ・供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講ずる。 ・廃棄物運搬車両等(大型車)の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね7時から午後6時とする。 ・計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないように配慮する。

表 8-1(16) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
景観	施設 の 存在	<p>【回避・低減の観点】 造成地・施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、主要な眺望景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 遠景～中景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設の範囲に現れるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望景観の変化はほぼないと予測する。 中景～近景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなる地点もあると考えられるが、後方の山の稜線を遮ることはなく、彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。 また、本事業の実施にあたっては、計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮するといった環境の保全のための措置を講じる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<p>・計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮する。</p>

表 8-1(17) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】 建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行に伴い自然とのふれあいの場の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場の変化への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う大気質、騒音、振動の予測結果によると、工事の実施による大気質、騒音、振動の影響は計画地近傍に留まり、計画地から離れた位置にある三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での大気質、騒音、振動の変化はほぼないと予測することから、それぞれの利用環境への影響は小さいと予測する。 また、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害については、資材運搬等の車両の主な走行ルート（国道254号）が、現地調査結果によると自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと一部重なるが、工事の施行中の将来交通量（断面合計）の増加割合は2.8～3.3%と少ないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場に支障を及ぼさないこと）との予測結果との間に整合が図られていると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両の運転者に対しては、交通規制を遵守し、歩行者の安全に十分注意して運転するよう指導する。

表 8-1 (18) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	施設の存在・施設の稼働・廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴い自然とのふれあいの場の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場の変化への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の存在に伴う景観の予測結果によると、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）からの眺望については、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなると考えられるものの、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。 施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭の予測結果によると、施設の稼働による騒音、低周波音、振動の影響は計画地近傍に留まり、計画地から離れた位置にある三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での騒音、低周波音、振動の変化はほぼないと予測し、また、大気質、悪臭の影響は多少遠方まで生じるものの、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測することから、それぞれの利用環境への影響は小さいと予測する。 また、廃棄物運搬車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害については、廃棄物運搬車両の主な走行ルート（国道254号）が、現地調査結果によると自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと一部重なるが、施設の稼働中の将来交通量（断面合計）の増加割合は0.2～0.8%と少ないことから、廃棄物運搬車両等の走行による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場に支障を及ぼさないこと）との予測結果との間に整合が図られていると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮する。 ・適切な排出ガス処理設備を設置する。 ・排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を実施する。 ・発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝搬を低減する。 建物外に設置する機器は、必要に応じて個別に騒音対策を施す。 ・騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。 ・排出ガス規制適合車、低公害車の使用に努めるよう排出事業者と協力を依頼する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者と協力を依頼する。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対しては、交通規制を遵守し、歩行者の安全に十分注意して運転するよう指導する。

表 8-1(19) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
電波障害	施設 の 存在	<p>【回避・低減の観点】 施設存在に伴いテレビ電波受信状況への影響が考えられるが、右に示す環境保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、電波受信への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 地上デジタル放送の児玉局の遮へい障害予測範囲は、計画地南東側の隣接する敷地の建物の範囲に限定されると予測する。地上デジタル放送遮へい障害予測範囲内において、本事業に起因する電波障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消する。 衛星放送の遮へい障害範囲には建築物がないため、受信状況に影響はないと予測する。 また、本事業の実施にあたっては、工事の進捗により、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施するといった環境の保全のための措置を講じる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（テレビ電波の受信障害を起こさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<p>・原則、1日の作業終了時にはクレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、テレビ電波の受信障害の発生を極力防止するように配慮する。</p> <p>・工事の進捗により、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施する。</p>

表 8-1 (20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																																																										
廃棄物等	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 工事中の造成等の工事に伴う廃棄物等の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物の排出の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 既存施設の解体に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、伐採樹木の再資源化・縮減率、計画施設の建設に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、建設残土の有効利用率は、「建設リサイクル推進計画 2020」に達成基準値が示されている品目の再資源化・縮減率、有効利用率の達成基準値（整合を図るべき基準等）を満足する。 以上のことから、整合を図るべき基準等との予測結果との間に整合が図られていると考える。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (既存施設の解体)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化・縮減率 (%)</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>約 13,660</td> <td>99</td> <td>リサイクルまたは安定型最終処分</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>約 3</td> <td>100</td> <td>リサイクル</td> <td>97%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>約 12,892</td> <td>99</td> <td>場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物合計</td> <td>約 32,375</td> <td>99</td> <td>—</td> <td>98%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (計画施設の建設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化・縮減率 (%)</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>約 59</td> <td>99</td> <td>リサイクルまたは安定型最終処分</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>約 7</td> <td>99</td> <td>リサイクルまたは安定型最終処分</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>約 16</td> <td>100</td> <td>リサイクル</td> <td>97%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>約 47,793</td> <td>95</td> <td>場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物合計</td> <td>約 47,990</td> <td>98</td> <td>—</td> <td>98%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (建設残土)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化・縮減率 (%)</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設残土</td> <td>約 15,937</td> <td>80</td> <td>場内利用、又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	コンクリート塊	約 13,660	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	木くず	約 3	100	リサイクル	97%以上	建設汚泥	約 12,892	99	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上	建設廃棄物合計	約 32,375	99	—	98%以上	種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	コンクリート塊	約 59	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	アスファルト・コンクリート塊	約 7	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	木くず	約 16	100	リサイクル	97%以上	建設汚泥	約 47,793	95	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上	建設廃棄物合計	約 47,990	98	—	98%以上	種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	建設残土	約 15,937	80	場内利用、又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用	80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の解体に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・ 計画施設の建設に伴い発生する廃棄物は、工事計画の検討により発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・ 計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。 ・ 工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施する。
種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																																																																									
	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法																																																																										
コンクリート塊	約 13,660	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																																																																									
木くず	約 3	100	リサイクル	97%以上																																																																									
建設汚泥	約 12,892	99	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上																																																																									
建設廃棄物合計	約 32,375	99	—	98%以上																																																																									
種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																																																																									
	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法																																																																										
コンクリート塊	約 59	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																																																																									
アスファルト・コンクリート塊	約 7	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																																																																									
木くず	約 16	100	リサイクル	97%以上																																																																									
建設汚泥	約 47,793	95	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上																																																																									
建設廃棄物合計	約 47,990	98	—	98%以上																																																																									
種類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較 再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																																																																									
	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法																																																																										
建設残土	約 15,937	80	場内利用、又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用	80%以上																																																																									

表 8-1 (21) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置				
廃棄物等	施設の稼働	<p>【回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物の発生への影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減されていると考える。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類としては、排ガス処理設備にて捕集される飛灰がある。飛灰は再資源化できないことから、適正に最終処分場で処分する計画であるが、飛灰の資源化技術の動向等を考慮しながら、さらなる最終処分量の低減を検討していく。 また、本施設では、産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料として受け入れており、廃棄物を燃料とした発電事業を行うとともに、廃棄物の焼却により生じる主灰（焼却残さ）についてはスラグ・メタル化することで全量再資源化する計画である。 以上のことから、整合を図るべき基準等（関係法令に示される事業者の責務）と予測結果との間に整合が図られていると考える。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う廃棄物等の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">予測結果</th> <th style="width: 50%;">整合を図るべき基準等との比較 事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用 </td> </tr> </tbody> </table>	予測結果	整合を図るべき基準等との比較 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（飛灰）は、関係法令等を遵守して、適正に最終処分場で処分する。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。
予測結果	整合を図るべき基準等との比較 事業者の責務						
<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用 						
温室効果ガス等	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】 建設機械の稼働及び資材運搬車両等の走行に伴い温室効果ガス等の排出への影響が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガス等の排出への影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 工事期間中の建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は約 8,999t-CO₂、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量は約 3,950t-CO₂ と予測するが、本事業の実施にあたっては、低炭素型建設機械の使用に努める、資材運搬等の車両は低炭素型車両の使用に努める、建設機械や資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じること、施工段階における CO₂ の排出抑制を図る。 以上のことから、整合を図るべき基準等（施工段階における CO₂ 排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低炭素型建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両は、低炭素型車両の使用に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 				

表 8-1 (22) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い温室効果ガス等の排出への影響が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガス等の排出への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量（年間）は、Ⅰ期供用後で約 174,035t-CO₂/年、Ⅱ期供用後で約 260,743t-CO₂/年と予測するが、廃棄物発電施設を導入し発電を行い、計画施設内での利用や売電を行うことにより、温室効果ガスの排出量はⅠ期供用後で約 33,682t-CO₂/年、Ⅱ期供用後で約 51,864.75t-CO₂/年ほど削減すると予測する。また、本事業の実施にあたっては、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電を行う、廃熱回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるほか、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、熔融に使用するコークス量の削減等も含め、経済合理的に採用可能な技術について検討するといった環境保全のための措置を引き続き検討し、供用段階における温室効果ガスの排出抑制を図る。 廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量（年間）は、約 3,685t-CO₂/年と予測するが、本事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じる。 また、県の動向を踏まえて、彩の国資源循環工場に廃棄物処理の広域化・集約化を行った場合には、廃棄物運搬車両の走行による温室効果ガスの排出量が約 210t-CO₂/年増加するものの、施設の稼働による温室効果ガスの削減量が約 3,906t-CO₂/年であることから、差し引き約 3,696t-CO₂/年の削減と予測され、温室効果ガスの排出削減に貢献できると考えられる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出削減を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。 ・ 廃棄物を資源化し、パージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。 ・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、熔融に使用するコークス量の削減等も含め、経済合理的に採用可能な技術について検討する。 ・ 廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・ 廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者に要望する。 ・ 適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者と協力を依頼する。

第9章 事後調査の計画

9.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表9.1-1に示すとおりである。

表 9.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	○
水 質	存在・供用	施設の稼働	×
土 壌	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
景 観	存在・供用	施設が存在	○
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		造成等の工事	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
電波障害	存在・供用	施設が存在	×
廃棄物等	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注) ○：事後調査項目として選定する項目 ×：事後調査項目から除外する項目

9.2 事後調査の方法等

(1) 大気質

本事業の供用時における施設の稼働に伴う大気質の影響を把握するために、大気質の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 大気質の状況

施設の稼働に伴う影響が比較的大きいと予測される二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-1 に示すとおりである。

(イ) 気象の状況

風向・風速、気温、湿度の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査方法（大気質、気象の状況）

	調査内容	調査方法
大気質 の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準値について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める測定方法
	浮遊粉じん	JIS Z 8813「ロウポリウムエアサンプラ」に定める測定方法
	水銀	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局 大気環境課）に定める測定方法
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年環境庁大気保全局）に定める測定方法
	その他有害物質 （カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法
気象 の状況	風向・風速、気温、湿度	「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に定める測定方法。

(ウ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・ 施設・排出ガスの条件
- ・ 排出源の位置

(エ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

大気質及び気象の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の 4 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

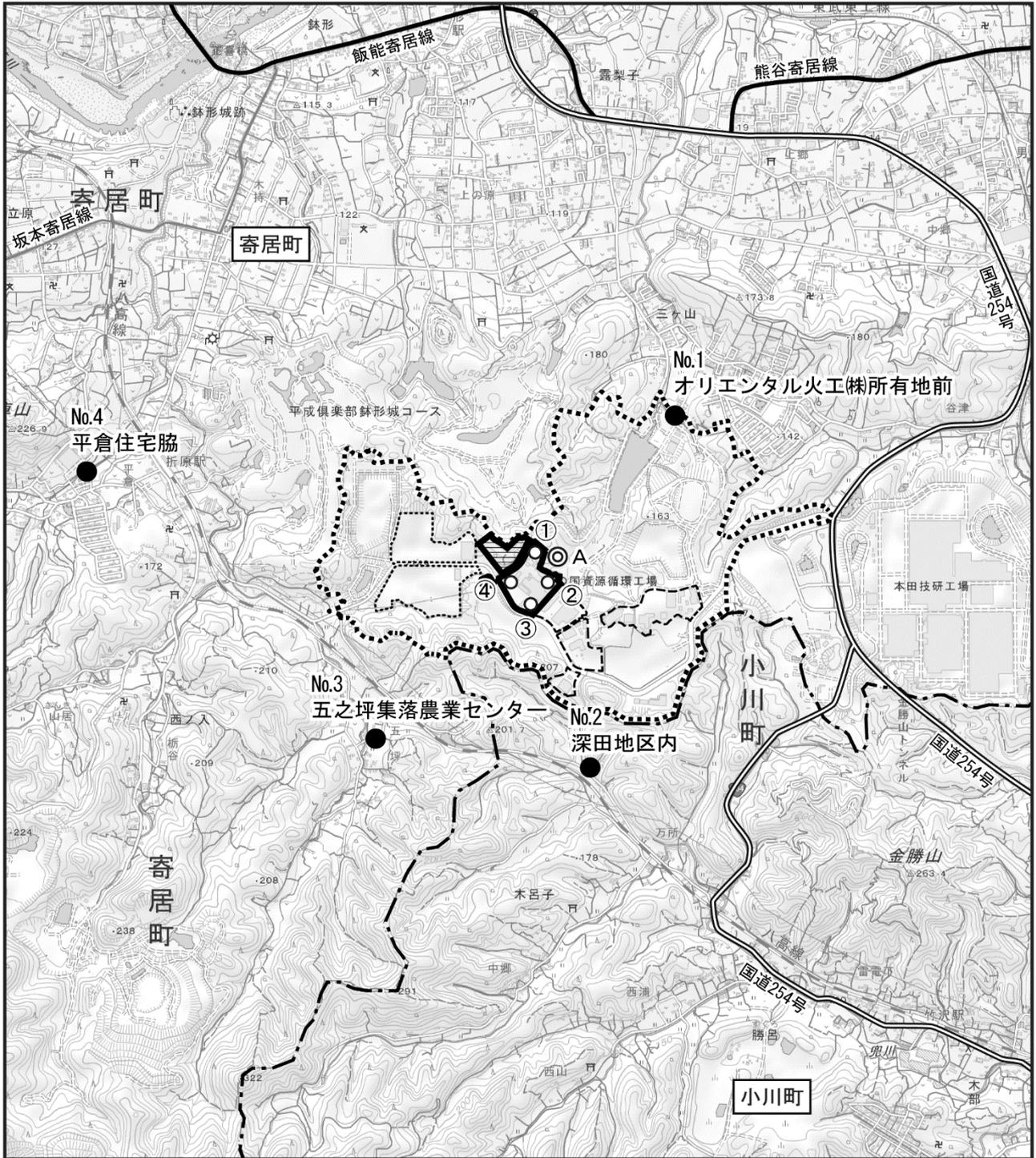
③ 調査期間・頻度

大気質及び気象の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-2 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は大気質及び気象状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-2 調査期間・頻度（大気質、気象の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
大気質 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素 ・ 二酸化硫黄 ・ 浮遊粒子状物質 ・ 微小粒子状物質 ・ ダイオキシン類 ・ 浮遊粉じん ・ 水銀 ・ 塩化水素 	No.1 オリエンタル火工(株) 所有地前 No.2 深田地区内 No.3 五之坪集落農業センター No.4 平倉住宅脇 (図9.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：4季各1回、 各季7日間
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物） 		調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2季各1回 （夏季、冬季）、 各季24時間
気象 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速 ・ 気温、湿度 		大気質の状況と同期間・頻度で実施



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

<p>凡例</p>		<p>N</p> <p>S = 1 / 25,000</p>
<p> 計画地</p> <p> 緩衝緑地</p> <p> 町界</p> <p> 埼玉県環境整備センター</p> <p> 彩の国資源循環工場 彩の国資源循環工場第2期事業</p>	<p> 環境騒音、低周波音、環境振動 (計画地から50m離れた仮想敷地境界上、A)</p> <p> 一般環境大気質、地上気象、臭気濃度(臭気指数)、特定悪臭物質 (計画地周辺、No.1~No.4)</p> <p> 臭気濃度(臭気指数)、特定悪臭物質 (計画地内、①~④)</p>	
<p>図 9.2-1 調査地点(大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭)</p>		

(2) 騒音・低周波音

本事業の供用時における施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響を把握するために、騒音・低周波音の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 騒音・低周波音の状況

環境騒音及び低周波音の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-3 に示すとおりである。

表 9.2-3 調査方法（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査方法
騒音・ 低周波音 の状況	環境騒音	「騒音規制法」（昭和 43 年、法律第 98 号）に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} ）を測定する。
	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年、環境庁）に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・音源の条件
- ・音源の位置
- ・建物外壁面の条件

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

騒音・低周波音の状況の調査地点は、計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

騒音・低周波音の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-4 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は騒音・低周波音の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-4 調査期間・頻度（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
騒音・ 低周波音 の状況	・環境騒音 ・低周波音	A 計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上 (図 9.2-1 参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：1 回、平日 24 時間

(3) 振 動

本事業の供用時における施設の稼働に伴う振動の影響を把握するために、振動の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う振動の影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 振動の状況

環境振動の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-5 に示すとおりである。

表 9.2-5 調査方法（振動の状況）

調査内容		調査方法
振動の状況	環境振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法に基づき、L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ を測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・振動源の条件
- ・振動源の位置
- ・バックグラウンド振動

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

振動の状況の調査地点は、計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

振動の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-6 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は振動の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-6 調査期間・頻度（振動の状況）

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
振動の状況	・環境振動 A 計画地から50m離れた仮想敷地境界上 (図9.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：1回、平日 24 時間

(4) 悪臭

本事業の供用時における施設の稼働に伴う悪臭の影響を把握するために、悪臭の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う悪臭への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 悪臭の状況

臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-7 に示すとおりである。

表 9.2-7 調査方法（悪臭の状況）

調査内容		調査方法
悪臭の状況	臭気濃度（臭気指数）	臭気濃度（臭気指数）は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月、環境庁告示第63号）に定める測定方法に基づき測定する。採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。
	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法に基づき測定する。採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・施設・排出ガスの条件
- ・排出源の位置

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第8章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

悪臭の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の4地点とする（図9.2-1参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

悪臭の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-8 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は悪臭の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-8 調査期間・頻度（悪臭の状況）

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
悪臭の状況 ・臭気濃度（臭気指数） ・特定悪臭物質	No1 オリエンタル火工(株)所有地前 No2 深田地区内 No3 五之坪集落農業センター No4 平倉住宅脇 (図9.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2季各1回 (夏季・冬季)

(5) 景 観

本事業の供用時における施設の存在に伴う景観の影響を把握するために、景観の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の存在に伴う景観への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 景観の状況

主要な眺望地点からの眺望景観の状況を現地調査（写真撮影）により調査する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地調査及び関連資料の整理により調査する。

- ・施設計画（施設配置図、立面図等）

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第8章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

景観の状況の調査地点は、来訪者や地域住民が利用する主要な眺望地点のうち、眺望地点の重要度や眺望の特性を踏まえ計画地周辺の4地点とする（図12.2-2参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

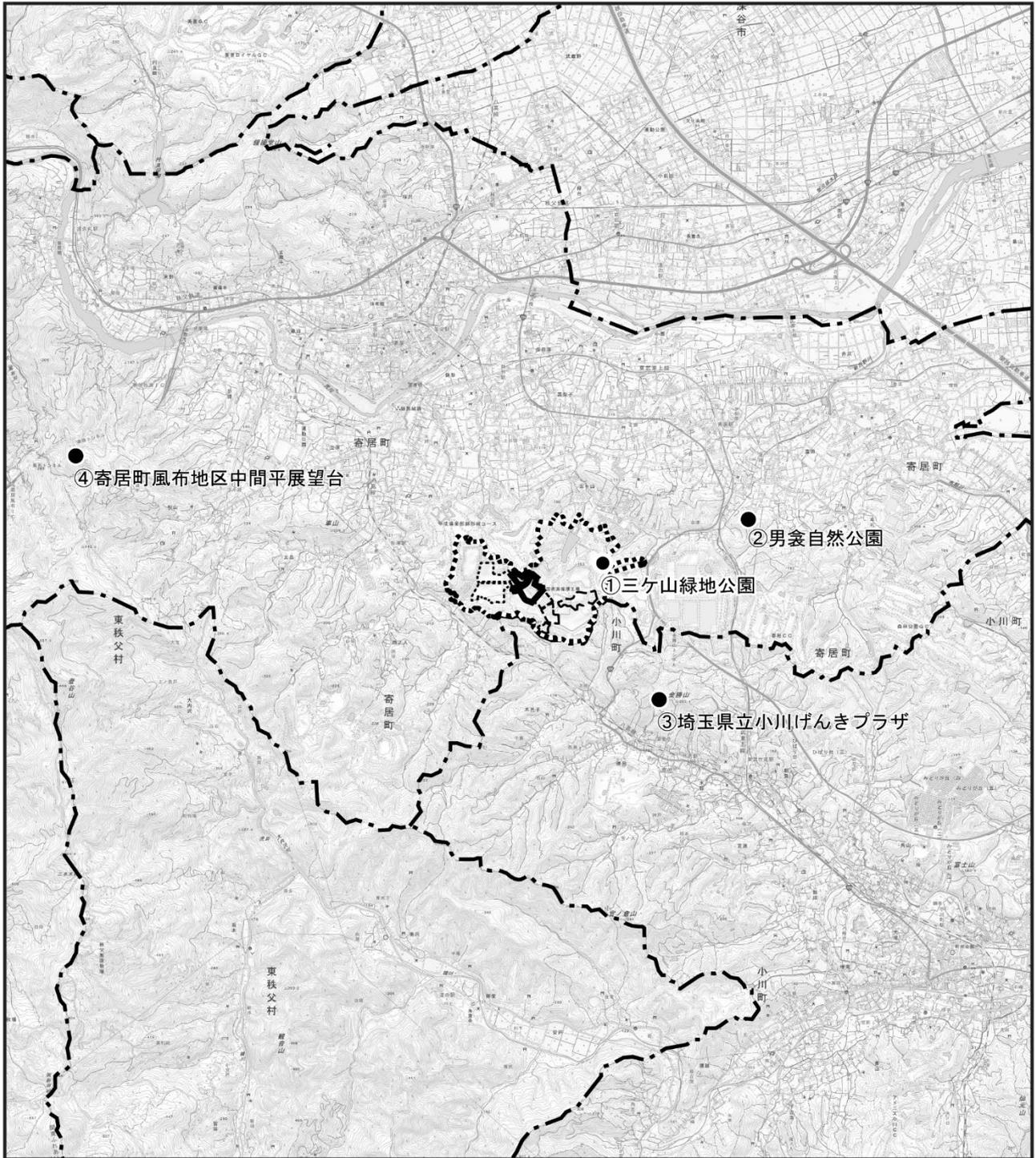
③ 調査期間・頻度

景観の状況の調査期間・頻度は、表9.2-9に示すとおりである。

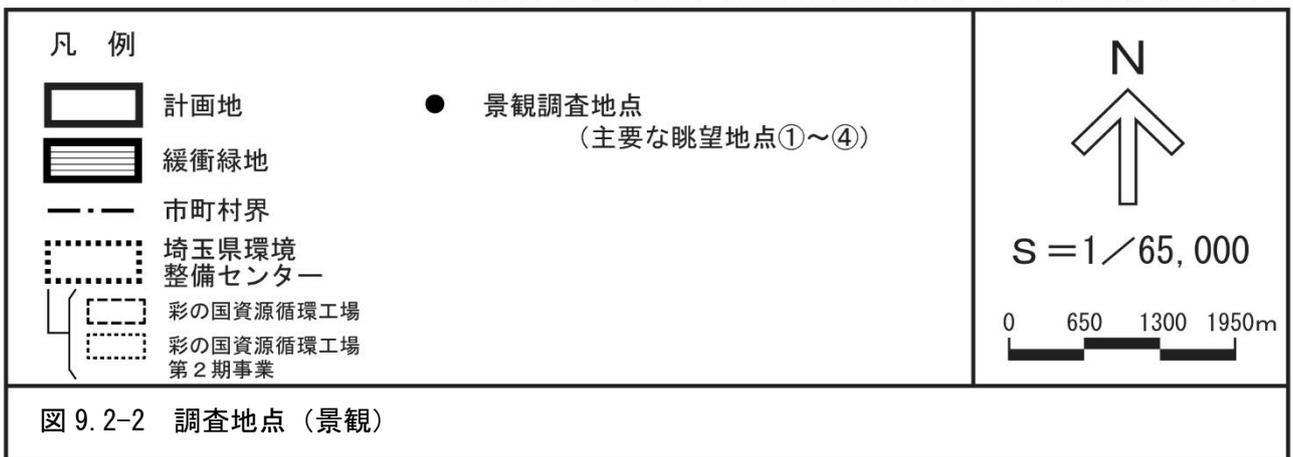
対象事業の実施状況の調査及び環境の保全のための措置の実施状況の調査は、景観の状況の調査と同時に実施する。

表 9.2-9 調査期間・頻度（景観の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
景観の状況	・主要な眺望景観	地点① 三ヶ山緑地公園 地点② 男衾自然公園 地点③ 埼玉県立 小川げんきプラザ 地点④ 寄居町風布地区 中間平展望台 (図9.2-2参照)	調査期間：施設の完成後 (計画施設増設工事 の完了後) 調査頻度：1回(冬季)



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



(6) 温室効果ガス等

本事業の供用時における施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響を把握するために、温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況を関係資料により調査する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を関係資料により調査する。

- ・ 廃棄物の焼却量（一般廃棄物、産業廃棄物の種類毎）
- ・ 電力消費量（購入電力量）
- ・ 燃料の燃焼等量（都市ガス等の種類毎）
- ・ 廃棄物発電施設での発電量

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第8章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を関係資料により調査する。

② 調査地域・地点

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況の調査地域・地点は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査は、表 9.2-10 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-10 調査期間・頻度（温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況）

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況	計画地内	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期の1年間 調査頻度：適宜

9.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

9.4 事後調査の実施体制

(1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出することとする（表 9.4-1 参照）。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者であるオリックス資源循環株式会社が実施する。

第10章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第12条の規定に基づき「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価準備書」（令和4年3月、オリックス資源循環株式会社）の縦覧が、以下の期間及び場所で行われた。

また、「埼玉県環境影響評価条例」第14条の規定に基づき、事業者において、準備書について環境の保全の見地からの意見を以下の期間で受け付けた。

縦覧期間 : 令和4年4月12日（火）～令和4年5月12日（木）
 縦覧場所 : 埼玉県環境部環境政策課、埼玉県北部環境管理事務所、
 埼玉県東松山環境管理事務所、寄居町生活環境エコタウン課、
 深谷市環境課、小川町環境農林課、東秩父村保健衛生課
 意見書提出期間 : 令和4年4月12日（火）～令和4年5月26日（木）

その結果、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見は6件（1件につき複数意見を受理）であり、その意見の概要は表10-1に示すとおりである。

表10-1(1) 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
対象事業の目的及び概要	環境アセス説明会で、「現行のオリックス資源循環（株）のゴミピットは、建屋の搬入車両の入口のシャッターが開けばなしで吹き曝し状態で、風が吹いた時などはゴミなどが周辺に飛び散る可能性が否めません。同じ彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス（株）埼玉では、搬入口のシャッターの内側にのれん状の厚手のフィルムにて外気にさらさないよう工夫し、シャッターも搬入しない時は閉めるようにしていた（最近が開けばなし）。食品を扱う企業では、搬入口は二重シャッター構造でのれん状の厚手フィルムを設置するのは常識です。ましてや人の健康に影響を及ぼす有害化学物質を含むゴミを扱う貴社にはお願いしたい」旨お願いしたところ、オリックス資源循環（株）の担当者は、「必ず致します」と答えてくれました。が、前述の1)のような例があるので、再度お願いし、約束を守ってください。
	4月の環境影響評価準備書の説明会では、煙突の数が1本から3本に、焼却炉が2つから3つに増えるという説明はありませんでした。環境調査の前提となる肝心なことです。御社から、何度でも住民に告知し、理解を求めるようにしてください。
	施設更新は住民が可否を判断することになっています。その手続きはどのように進めてきたのでしょうか。 環境影響評価の作業よりも、運営協定の期間延長・規模拡大についての地元との合意が先行すると考えます。 これまでに合意に向けてどのような作業をしてきたのか開示すべきです。
調査項目	準備書では「本事業は、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため」としていますが、広大な「彩の国資源循環工場」内に位置しているにもかかわらず、環境影響評価の対象を既存建物の敷地と周辺のわずかな緩衝緑地帯に限定しています。 経営計画によれば、住民説明会でも機能を強化する、増設するとの表現通り、単なる建て替えではありません。 施設の「更新」が環境に及ぼす影響を判断するための調査となれば、彩の国資源循環工場区域はもとより埼玉県環境整備センターの圏域全体への調査が行われるべきです。

表 10-1(2) 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
調査方法	<p>当該事業は長年にわたる環境汚染による人的被害有無の検証はしていません。寄居町の豊かな森林の中で生じている生態系破綻の程度も検証していません。緩衝緑地帯は文字通り、大気や水質、騒音・悪臭などの「吸収・浄化・防止材」にはなっていますが、その緩衝緑地を育む土壌や水質の劣化を確認し、対策を講じるためにも希少動植物を含む環境影響評価は当該計画地の関係用地にのみ絞らず、埼玉県環境整備センター用地に拡大して行うべきです。</p>
大気質	<p>今回のオリックス資源循環(株)で増える焼却炉は、ガス化熔融炉といって焼却によるダイオキシン類を減らすため超高温にて熔融する仕組みですが、それが仇となり金属類を気化させ、バグフィルターをすり抜けてしまうと専門家から指摘されています。市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からもダイオキシン類が検出され、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所毎で毎回ワースト1位となっています。</p> <p>このような大気汚染について、ナショナルジオグラフィック日本版4月号では表紙が煙突からの煙と共に『命をむしばむ汚れた空気』として、「大気汚染は、ごく小さいものは血管に入り込み、脳、神経系、心血管系、呼吸器系、内分泌系、腎臓系、生殖系などへ影響があるとされています」(『寿命を縮める大気汚染』より一部抜粋)</p> <p>世界でも群を抜いて焼却炉の多い日本が、世界ではがんの発生が3人に1人に対して日本では2人に1人という事実に関係がありそうです。</p> <p>また、IPPC報告により地球温暖化を防ぐために2030年までにCO₂など温室効果ガスを45%削減(2010年比)しなければならず、現状のままでも4℃上がってしまうと言われています。</p> <p>これらのことから、これ以上焼却量を増やし(処理量が450t/日から675t/日)、排気を現在の約3.5倍に増やす(現在85,200m³/時から294,000m³/時)今回の計画は撤廃すべきです。</p> <p>アセスによると年間の最大風向が小川町に向かっていて、煙突が1本から3本、焼却炉が2個から3個に増加され、ゴミ処理量が450t/日から675t/日、それにより排気量が85,200m³/時から294,000m³/時と、なんと約3.5倍になってしまうとのこと。</p> <p>実は今でさえ、彩の国資源循環工場の立地する三か山地区は、丘陵に囲まれた美しい自然の中にもかわらず、市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からは、ダイオキシン類が検出されていて、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所毎で毎回ワースト1位となっています。</p> <p>これ以上の工場拡張はやめていただきたい。</p> <p>第一期の環境影響評価時は寄居町内でしたが、今回、煙突がオリックス資源循環1カ所で、前回よりも寄居側なのに、煙突からの排気の最大着地濃度出現地点が、小川町よりとなっています。</p> <p>数十年前には彩の国資源循環工場隣の産業廃棄物処理施設の煙突からの排気物質が小川町みどりが丘に降り、問題になったことがありました。このことから今回のオリックス資源循環(株)の焼却炉が増え、排気量が以前よりも3.5倍増えるので、その影響が増えることが予測できます。</p> <p>また、このあたりは山や谷の入り込む複雑な地形なので、四季により、高さにより、場所により、風向が全く違います。</p> <p>ダイオキシン類・ばいじんは年1回、水銀・カドミウム・フッ素・鉛は年2回測定していますが、全て年4回としてください。</p> <p>今回の環境アセスにもあるように埼玉県で測定している大気の調査地点のうち、小川町の深田地区内は、彩の国資源循環工場のある山を背にした、工場からの風の当たらない所にあります。</p> <p>他の調査地点の多くは工場から風の届く平地で、人の多く住む住宅地に設置しているので、その測定結果は住民にとって身近な値になっています。</p> <p>小川町内の測定地点も、通年の風配図を参考に、ちゃんと工場からの風の当たる平地で、人の多く住む住宅地に設置してください。</p>

表 10-1(3) 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
大気質	<p>松葉にはたくさんの気孔があるので、呼吸を通じて大気中のダイオキシン類を、松葉中のワックス層に蓄積するので、年間の排気の総量がわかります。蓄積量が安定する6ヶ月以降の2年葉を測定すれば、その地域の年間の大気平均濃度を推定することができます。</p> <p>年に2回～4回でしかも数時間だけ採取し測定する大気調査と比べて、こちらは一年間の長期平均濃度が得られるので、人への影響を知る上でより正確に現状を把握できるということです。</p> <p>(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設で採用しています。オリックス資源循環(株)でも採用してください。</p> <p>有害物質の排出量の変化について、説明会で質問しました。たしかに正確な排出量の推定は難しいでしょう。しかし、回答では国が認めた基準値以下だから安心という主張しか聞けませんでした。有害物質を排出している限り、どのような量であっても排出量を減らす努力をし、近隣住民にその結果を周知してください。</p> <p>比企支部は嵐山町、滑川町、吉見町、東松山市に組合員を持ちます。松葉による大気汚染調査参加し、ダイオキシンや水銀の値が高いことを学びました。大気汚染は人間にも動物にも植物にも大変な影響があるとされています。現状のゴミ問題は廃プラとその分別処理、そして貴企業のような発酵、焼却、埋立等に頼ることになります。自然豊かなこの地で健康に暮らしたいけるように排気はチェック回数を増やし管理体制を強固なものにして下さい。</p>
動物・植物・生態系	<p>環境アセス説明会で参加者から「オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録がある。営巣地があるかないか確認しているのか」などの質問意見に対して「埼玉県みどり自然課に計画地周辺にオオタカ等の営巣地がないという確認をとっている」という回答だったが、数年前、当の埼玉県主催の見学会でこのオリックス資源循環(株)の南側の林にフクロウの営巣地を見せてもらった。</p> <p>これは、事実と反するのではないのでしょうか？</p> <p>埼玉県はこの見学会に至る彩の国資源循環工場敷地内の数十年にわたる希少生物の保護活動の事実を隠しているのでしょうか？</p> <p>生物と植物など生態系について、前述の埼玉県の資料と付き合わせて、再度環境アセスをする必要があります。</p> <p>このオリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。</p> <p>そして埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。</p> <p>このことから、これら埼玉県滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p> <p>私の住まいは三ヶ山から1kmほど離れた場所です。夜になるとフクロウやコノハズクの声が聞こえ、裏のため池には白鷺やゴイサギが飛来します。豊かな自然環境の中に工場があることの意味を今一度お考えになって、周辺環境も含めた生物への影響をきちんと調査してください。</p> <p>オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録があります。単なる通過記録としていますが、繁殖可能性を示唆する記録もあります(ディスプレイ、攻撃したり、攻撃されたりとか)。調査を行なった結果、猛禽類の繁殖を示唆する記録がとれた以上、調査計画書で決まっていた内容を超えて事業地周囲を広範囲に生息確認する必要があります。</p>

表 10-1(4) 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
動物・植物・生態系	猛禽類を単なる通過と片付けず、広範囲な生息確認調査を行ない、生態系の上位性の着目種として、猛禽類を選定してください。
	環境省の猛禽類保護の進め方、サシバ保護の進め方に従った方法で調査を進めてください。サシバなら工場敷地外縁から1kmの範囲を対象に生息確認を行なう必要があります。
	トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ヘイケボタルの生息が確認されていますが、排水対策や光対策で影響を回避できるという根拠が薄いと思います。これらの種の事後調査を行なうべきだと思います。
	工場は夜間も稼働していて、今までよりも機能が強化されます。夜間行動する鳥類、特にミゾゴイの工場周囲での調査が必要だと考えられます。ミゾゴイ保護の進め方に準じた調査を行なってください。
	新聞でも話題になりましたが、ここから3km弱ほど離れたさいたま小川メガソーラー予定地で環境影響評価が行われています。そこでもミゾゴイの営巣が複数確認されています。サシバも3ペアの営巣が確認され、ハチクマも営巣しています。すでに工場が建っているとは言え、この周囲も似たような環境で近いことから、猛禽類やミゾゴイの広範囲な調査も必要だと思います。
	工場建設前から現在まで長年にわたり当該地を調査してきた研究者の方にヒアリングを行いました。三ヶ山の今の工場があるところではハチクマが繁殖していたようで、今はその周辺にいるとの事です。サシバも工場の周りに残っています。ミゾゴイの巣も周辺にあると聞いています。調査計画書で決められた調査以上のことは行わないという事ですが、大野埼玉県知事がおっしゃった埼玉県屈指の自然環境を有する当該地の保全のために改めて追加の調査をしていただきたいと思います。
	猛禽類に関しては詳細なデータが公表されていないため、適切な保全策がとられているか判断のしようがありません。希望者への詳細なデータの開示をお願いします。
その他	<p>オリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。これら埼玉県絶滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p>
	<p>まず前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目(午前)に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのこと、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目(午後)に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょうか？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るという、あってはならない行為です。</p> <p>また、以前の彩の国資源循環工場第一期事業の時は、周辺地元各区に回覧板で説明会を告知していたが今回は、新聞折り込みチラシもしくはポスティングだけでした。</p> <p>再度、意見書を用意して説明会を開催することを要望します。</p>

表 10-1(5) 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
その他	<p>また、前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目（午前）に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのことで、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目（午後）に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょう？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るといふ、あつてはならない行為です。</p> <p>小川町でも説明会を開催することを要望します。</p>

第 1 1 章 準備書についての知事の見解

「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価準備書」（令和 4 年 3 月、オリックス資源循環株式会社）に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 全般的事項

ア 国が 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、供用後の本施設は温室効果ガスを毎年約 20 万 t 排出する試算であることから、温室効果ガスのニュートラル化について、現段階から検討する必要がある。

二酸化炭素を回収して利用する CCU 等の先進的な技術活用や溶融に使用するコークス量の削減等、施設稼働に伴い環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。

イ 廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。

ウ 導入施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

エ 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の観点から、PM2.5 に対しても効果的なろ布や同じく PM2.5 も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。

2 土壌

ア 計画地は過去に改変行為が行われた場所であり、土壌汚染調査においては、これら過去の改変行為やその際の土壌調査などの情報が重要となる。については、過去の土壌調査結果を既存資料として評価書に記載し、現地調査結果に加え、これらを踏まえた予測評価結果となるよう整理すること。

イ 造成等の工事（掘削工事）を行う前に関係法令に基づいた調査を行い、環境基準を超えていると認められる場合には、土壌汚染の拡散防止のために適切な対策を講じること。

3 動物

ア ヤマアカガエルについて、一部、計画地内における生息が確認されていることから、必要な環境保全措置を実施すること。

イ 湧き水由来の湿地・細流、水たまりが必要であるホトケドジョウ、ヤマアカガエルなどの水生生物に係る計画地外の生息地について、造成工事にとまなう土砂の流出により、水質の悪化、あるいは流路の変更による生息地消失が懸念されることから、工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策を実施し、生息環境の保全に努めること。

4 景観

現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモニタージュを評価書に記載すること。

5 廃棄物等

- ア 廃棄物の溶融により生じる主灰のスラグ・メタルについて、真の資源循環に資するために、将来にわたって安定的な利用先の確保に努めること。
- イ 排ガス処理設備で捕集される飛灰について、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。
- ウ 工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定すること。
- エ 取り扱う廃棄物が一般廃棄物も含めて種類が多いことを考慮すると、廃棄物の保管に伴いメタンガス等の引火性ガスが発生しないよう対策を行うこと。

6 温室効果ガス等

廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い（燃料としてコークスを用いる溶融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差）及び温熱利用に係る燃料消費分（広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量）についても考慮したものとすること。

第12章 第10章及び第11章の意見についての事業者の見解

12.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

第10章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表12.1-1(1)～(13)に示すとおりである。

表 12.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
対象事業の目的及び概要	<p>環境アセス説明会で、「現行のオリックス資源循環(株)のゴミピットは、建屋の搬入車両の入口のシャッターが開けっぱなしで吹き曝し状態で、風が吹いた時などはゴミなどが周辺に飛び散る可能性が否めません。同じ彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス(株)埼玉では、搬入口のシャッターの内側にのれん状の厚手のフィルムにて外気にさらさないよう工夫し、シャッターも搬入しない時は閉めるようにしていた(最近が開けっぱなし)。食品を扱う企業では、搬入口は二重シャッター構造でのれん状の厚手フィルムを設置するのは常識です。ましてや人の健康に影響を及ぼす有害化学物質を含むゴミを扱う貴社にはお願いしたい」旨お願いしたところ、オリックス資源循環(株)の担当者は、「必ず致します」と答えてくれました。が、前述の1)のような例があるので、再度お願いし、約束を守ってください。</p>	<p>既存施設のプラットホーム搬入車両出入口には、金属性オーバースライダーに加えて外側に高速シートシャッターを設置しており、既に二重シャッター構造としております。シートシャッターは感知センサー式で、車両通行時のみ高速で開閉する仕組みであり、開閉時間を極力短縮しております。</p> <p>計画施設においてもプラットホームおよび二重シャッターは継続利用し、同じ運用を続ける計画です。</p>
	<p>4月の環境影響評価準備書の説明会では、煙突の数が1本から3本に、焼却炉が2つから3つに増えるという説明はありませんでした。環境調査の前提となる肝心なことです。御社から、何度でも住民に告知し、理解を求めるようにしてください。</p>	<p>既存施設は炉が2炉、煙突が1本です。既存施設は排出ガス設備が共通であるため、煙突は1本となっています。</p> <p>計画施設は炉が3炉、煙突が3本となります。I期の煙突は2本、II期の煙突は1本となります。</p> <p>既存施設から計画施設への炉や煙突の変化については、「第2章 2.6 (1) 施設計画」の本文(p.10 参照)に追記しました。</p>
	<p>施設更新は住民が可否を判断することになっています。その手続きはどのように進めてきたのでしょうか。</p> <p>環境影響評価の作業よりも、運営協定の期間延長・規模拡大についての地元との合意が先行すると考えます。</p> <p>これまでに合意に向けてどのような作業をしてきたのか開示すべきです。</p>	<p>これまで管理・運営者である埼玉県と協議を進めてまいりました。また、寄居町、小川町および寄居町連合環境協議会には、埼玉県を通じてご説明しております。</p> <p>今後、本事業の環境影響評価の結果を踏まえたうえで、埼玉県、寄居町、小川町および寄居町連合環境協議会と協議を進め、事業開始までに「彩の国資源循環工場運営協定書」を締結したいと考えております。</p>

表 12.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
調査項目	<p>準備書では「本事業は、埼玉県との PFI 事業の契約期間（平成 16 年 4 月～令和 6 年 3 月の 20 年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため」としていますが、広大な「彩の国資源循環工場」内に位置しているにもかかわらず、環境影響評価の対象を既存建物の敷地と周辺のわずかな緩衝緑地帯に限定しています。</p> <p>経営計画によれば、住民説明会でも機能を強化する、増設するとの表現通り、単なる建て替えではありません。</p> <p>施設の「更新」が環境に及ぼす影響を判断するための調査となれば、彩の国資源循環工場区域はもとより埼玉県環境整備センターの圏域全体への調査が行われるべきです。</p>	<p>埼玉県環境影響評価条例第 1 条では、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前にその事業に係る環境影響評価を行うこととされています。また、同条例第 2 条では、環境影響評価を行う対象事業を定めており、本事業は「廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更」（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第 1 第 6 号）の要件に該当することから、対象事業の実施区域（計画地）を対象に環境影響評価を行っています。</p> <p>本事業は、既存施設が稼働（24 時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p>
調査方法	<p>当該事業は長年にわたる環境汚染による人的被害有無の検証はしていません。寄居町の豊かな森林の中で生じている生態系破綻の程度も検証していません。緩衝緑地帯は文字通り、大気や水質、騒音・悪臭などの「吸収・浄化・防止材」にはなっていませんが、その緩衝緑地を育む土壌や水質の劣化を確認し、対策を講じるためにも希少動植物を含む環境影響評価は当該計画地の関係用地にのみ絞らず、埼玉県環境整備センター用地に拡大して行うべきです。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、令和 2 年 10 月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて選定した環境影響評価の項目、並びに選定した項目に係る調査、予測及び評価の方法に基づき行いました。</p>

表 12.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>今回のオリックス資源循環(株)で増える焼却炉は、ガス化溶融炉といって焼却によるダイオキシン類を減らすため超高温にて溶融する仕組みですが、それが仇となり金属類を気化させ、バグフィルターをすり抜けてしまうと専門家から指摘されています。市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からもダイオキシン類が検出され、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所でも毎回ワースト1位となっています。</p> <p>このような大気汚染について、ナショナルジオグラフィック日本版4月号では表紙が煙突からの煙と共に『命をむしばむ汚れた空気』として、「大気汚染は、ごく小さいものは血管に入り込み、脳、神経系、心血管系、呼吸器系、内分泌系、腎臓系、生殖系などへ影響があるとされています」(『寿命を縮める大気汚染』より一部抜粋)</p> <p>世界でも群を抜いて焼却炉の多い日本が、世界ではがんの発生が3人に1人に対して日本では2人に1人という事実に関係がありそうです。</p> <p>また、IPPC報告により地球温暖化を防ぐために2030年までにCO₂など温室効果ガスを45%削減(2010年比)しなければならず、現状のままでも4℃上がってしまうと言われてしています。</p> <p>これらのことから、これ以上焼却量を増やし(処理量が450t/日から675t/日)、排気を現在の約3.5倍に増やす(現在85,200m³/時から294,000m³/時)今回の計画は撤廃するべきです。</p>	<p>ダイオキシン類や水銀は、バグフィルター前で吹き込む活性炭に吸着させてバグフィルターで捕集する計画です。</p> <p>埼玉県は、彩の国資源循環工場運営協定に基づき、埼玉県環境整備センター周辺の7地点で大気質の測定を実施しています。過去5年間(平成28年度～令和2年度)におけるダイオキシン類等の測定結果は、環境基準値等に適合しており、概ね横ばい傾向であることを確認しています。また、本事業の環境影響評価の実施にあたり、大気質の現地調査を行っており、ダイオキシン類等は環境基準値等に適合していることを確認しています。</p> <p>また弊社においても運営協定に基づいた測定・管理を行っておりますが、これまでの測定で基準値を超過したことはございません。計画施設においても本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」や各種法令およびこれにもとづく指針に従い、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度(現地調査結果)に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度(現地調査結果)には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>

表 12.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	(つづき)	<p>施設規模につきましては、リサイクル率の高い施設で処理してほしいとの根強いニーズに応えるため、平成 14 年 11 月 8 日に埼玉県と締結した「彩の国資源循環工場(PFI 施設)整備事業に関する契約書」で定められた日量処理能力 675 トンといたしました。</p> <p>温室効果ガスの排出量については、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電の実施、廃熱を回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるなど、排出量の削減に努めてまいります。また、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討してまいります。</p>
	<p>アセスによると年間の最大風向が小川町に向かっていて、煙突が 1 本から 3 本、焼却炉が 2 個から 3 個に増加され、ゴミ処理量が 450t/日から 675t/日、それにより排気量が 85,200m³/時から 294,000m³/時と、なんと約 3.5 倍になってしまうとのこと。</p> <p>実は今でさえ、彩の国資源循環工場の立地する三か山地区は、丘陵に囲まれた美しい自然の中にもかかわらず、市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からは、ダイオキシン類が検出されていて、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所でも毎回ワースト 1 位となっています。</p> <p>これ以上の工場拡張はやめていただきたい。</p>	<p>埼玉県は、彩の国資源循環工場運営協定に基づき、埼玉県環境整備センター周辺の 7 地点で大気質の測定を実施しています。過去 5 年間(平成 28 年度～令和 2 年度)におけるダイオキシン類等の測定結果は、環境基準値等に適合しており、概ね横ばい傾向であることを確認しています。また、本事業の環境影響評価の実施にあたり、大気質の現地調査を行っており、ダイオキシン類等は環境基準値等に適合していることを確認しています。</p> <p>また弊社においても運営協定に基づいた測定・管理を行っておりますが、これまでの測定で基準値を超過したことはございません。計画施設においても本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」や各種法令およびこれにもとづく指針に従い、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度(現地調査結果)に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度(現地調査結果)には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p>

表 12.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	(つづき)	<p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p> <p>施設規模につきましては、リサイクル率の高い施設で処理してほしいとの根強いニーズに応えるため、平成 14 年 11 月 8 日に埼玉県と締結した「彩の国資源循環工場(PFI 施設)整備事業に関する契約書」で定められた日量処理能力 675 トンといたしました。</p>
	<p>第一期の環境影響評価時は寄居町内でしたが、今回、煙突がオリックス資源循環 1 カ所ので、前回よりも寄居側なのに、煙突からの排気の最大着地濃度出現地点が、小川町よりとなっています。</p> <p>数十年前には彩の国資源循環工場隣の産業廃棄物処理施設の煙突からの排気物質が小川町みどりが丘に降り、問題になったことがありました。このことから今回のオリックス資源循環(株)の焼却炉が増え、排気量が以前よりも 3.5 倍増えるので、その影響が増えることが予測できます。</p> <p>また、このあたりは山や谷の入り込む複雑な地形なので、四季により、高さにより、場所により、風向が全く違います。</p> <p>ダイオキシン類・ばいじんは年 1 回、水銀・カドミウム・フッ素・鉛は年 2 回測定していますが、全て年 4 回としてください。</p>	<p>既存施設では、運営協定に基づいて排出口において、ダイオキシン類は年 1 回以上、ばいじんは年 6 回、水銀は年 2 回、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物は年 2 回以上の測定・管理を実施しています。これまでの測定で基準値を超過したことはございません。</p> <p>排ガスに関しましては、法律・県条例において、排ガスを排出する施設の種類、排出する量に応じて測定する項目、測定頻度が定められております。計画施設では、その定めに対応すると共に、本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定される項目および測定回数を遵守し、測定・管理してまいります。</p>

表 12.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>今回の環境アセスにもあるように埼玉県で測定している大気の調査地点のうち、小川町の深田地区内は、彩の国資源循環工場のある山を背にした、工場からの風の当たらない所にあります。</p> <p>他の調査地点の多くは工場から風の届く平地で、人の多く住む住宅地に設置しているので、その測定結果は住民にとって身近な値になっています。</p> <p>小川町内の測定地点も、通年の風配図を参考に、ちゃんと工場からの風の当たる平地で、人の多く住む住宅地に設置してください。</p>	<p>一般環境大気質の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査地点において行いました。</p> <p>調査地点は、計画地周辺に分布する集落付近の大気質の状況を把握する代表地点として選定しました。選定した計画地周辺の4地点は、継続性を考慮し、埼玉県が埼玉県環境整備センター周辺で継続的に行っている大気質調査地点と同じ地点としました。</p> <p>なお、ご指摘の小川町の深田地区内の調査地点は、計画地の南南東側に位置し、計画地を含む埼玉県環境整備センターの南側近傍に位置する集落内の地点です。計画地内で行った年間の風向測定結果（風配図）によると、当地域では北西風が卓越しているため、施設の稼働に伴う最大着地濃度が出現しやすい方向に位置する地点であると考えられます。深田地区内の調査地点は、施設の稼働に伴う大気質の予測結果においても、最大着地濃度出現地点付近に位置する地点となっております。</p>
	<p>松葉にはたくさんの気孔があるので、呼吸を通じて大気中のダイオキシン類を、松葉中のワックス層に蓄積するので、年間の排気の総量がわかります。蓄積量が安定する6ヶ月以降の2年葉を測定すれば、その地域の年間の大気の平均濃度を推定することができます。</p> <p>年に2回～4回でしかも数時間だけ採取し測定する大気調査と比べて、こちらは一年間の長期平均濃度が得られるので、人への影響を知る上でより正確に現状を把握できるということです。</p> <p>（仮称）鳩山新ごみ焼却施設で採用しています。オリックス資源循環（株）でも採用してください。</p>	<p>排ガスに含まれるダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法において、測定方法、測定回数、焼却能力に応じた排出基準が定められております。計画施設では、排ガス処理設備でガス処理を行い、法令規制値と同等以下にして煙突から放出する計画です。</p> <p>排出ガスの濃度については、今後、締結予定の運営協定書に基づき、排出ガスの排出口等で測定を行い、排出物の基準値を超過していないことを確認します。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>

表 12.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>有害物質の排出量の変化について、説明会で質問しました。たしかに正確な排出量の推定は難しいでしょう。しかし、回答では国が認めた基準値以下だから安心という主張しか聞けませんでした。有害物質を排出している限り、どのような量であっても排出量を減らす努力をし、近隣住民にその結果を周知してください。</p>	<p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度（現地調査結果）に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度（現地調査結果）には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>
	<p>比企支部は嵐山町、滑川町、吉見町、東松山市に組合員を持ちます。松葉による大気汚染調査参加し、ダイオキシンや水銀の値が高いことを学びました。大気汚染は人間にも動物にも植物にも大変な影響があるとされています。現状のゴミ問題は廃プラとその分別処理、そして貴企業のような発酵、焼却、埋立等に頼ることになります。自然豊かなこの地で健康に暮らしたいように排気はチェック回数を増やし管理体制を強固なものにして下さい。</p>	<p>既存施設では、運営協定に基づいて排出口において、ダイオキシン類は年1回以上、水銀は年2回、硫酸化物、塩化水素、窒素酸化物及びばいじんは年6回、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物は年2回以上の測定・管理を実施しています。これまでの測定で基準値を超過したことはございません。</p> <p>排ガスに関しましては、法律・県条例において、排ガスを排出する施設の種類、排出する量に応じて測定する項目、測定頻度が定められております。計画施設では、その定めに対応すると共に、本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定される項目および測定回数を遵守し、測定・管理してまいります。</p>

表 12.1-1(8) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>環境アセス説明会で参加者から「オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録がある。営巣地があるかないか確認しているのか」などの質問意見に対して「埼玉県みどり自然課に計画地周辺にオオタカ等の営巣地がないという確認をとっている」という回答だったが、数年前、当の埼玉県主催の見学会でこのオリックス資源循環(株)の南側の林にフクロウの営巣地を見せてもらった。</p> <p>これは、事実と反するのではないのでしょうか？</p> <p>埼玉県はこの見学会に至る彩の国資源循環工場敷地内の数十年にわたる希少生物の保護活動の事実を隠しているのでしょうか？</p> <p>生物と植物など生態系について、前述の埼玉県の資料と付き合わせて、再度環境アセスをする必要があります。</p>	<p>オオタカ等の生息状況については、埼玉県環境部みどり自然課への確認に加え、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き(環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見)を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました(猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています)。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。これらの調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p>
	<p>このオリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。</p> <p>そして埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。</p> <p>このことから、これら埼玉県滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等においても、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>

表 12.1-1(9) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>私の住まいは三ヶ山から1kmほど離れた場所です。夜になるとフクロウやコノハズクの声が聞こえ、裏のため池には白鷺やゴイサギが飛来します。豊かな自然環境の中に工場があることの意味を今一度お考えになって、周辺環境も含めた生物への影響をきちんと調査してください。</p>	<p>本事業の動物、植物、生態系の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査地域・地点において行いました。</p> <p>また、本事業では計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化（間接的影響）についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>
	<p>オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録があります。単なる通過記録としていますが、繁殖可能性を示唆する記録もあります（ディスプレイ、攻撃したり、攻撃されたりとか）。調査を行なった結果、猛禽類の繁殖を示唆する記録がとれた以上、調査計画書で決まっていた内容を超えて事業地周囲を広範囲に生息確認する必要があると思います。 (※1)</p>	<p>本事業は、既存施設が稼働（24時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。希少猛禽類の生息環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p> <p>自然的改変を行わない本事業の特性を踏まえ、オオタカ等の生息状況については、埼玉県環境部みどり自然課への確認に加え、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました（猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています）。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。これらの調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p>

表 12.1-1(10) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>猛禽類を単なる通過と片付けず、広範囲な生息確認調査を行ない、生態系の上位性の着目種として、猛禽類を選定してください。</p>	<p>上記のとおり、調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p> <p>また、今回上位性の着目種として選定したホンドテン、ホンドタヌキは共に調査範囲において年間を通して確認されており、小型動物や果実類を餌とする高次消費者でありながら、工場で成体（無人撮影）、樹林でため糞等が確認されています。通過個体であるオオタカよりも、採餌環境として利用していると考えられるホンドテン、ホンドタヌキを地域生態系の上位性を示す指標として選定しました。</p>
	<p>環境省の猛禽類保護の進め方、サンバ保護の進め方に従った方法で調査を進めてください。サンバなら工場敷地外縁から1kmの範囲を対象に生息確認を行なう必要があります。</p> <p>(※2)</p>	<p>本事業は、既存施設が稼働（24時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。希少猛禽類の生息環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p> <p>自然的改変を行わない本事業の特性を踏まえ、猛禽類の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました（猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています）。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。</p> <p>調査の結果、計画地内の既存工場（24時間稼働）や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、希少猛禽類は、計画地及びその周辺において、オオタカ、サンバ等の9種類が確認されました。なお、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、希少猛禽類の生息環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものと考えています。騒音・振動の変化等（間接的影響）についても、本事業において、工事中の騒音・振動への配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の希少猛禽類の生息環境は保全されると考えています。</p>

表 12.1-1(11) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ヘイケボタルの生息が確認されていますが、排水対策や光対策で影響を回避できるという根拠が薄いと思います。これらの種の事後調査を行なうべきだと思います。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺 200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等においても、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ヘイケボタルなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p> <p>したがって、動物については、事後調査項目から除いています。</p>
	<p>工場は夜間も稼働していて、今までよりも機能が増強されます。夜間行動する鳥類、特にミゾゴイの工場周囲での調査が必要だと考えられます。ミゾゴイ保護の進め方に準じた調査を行なってください。</p> <p>(※3)</p>	<p>ミゾゴイの営巣環境は「ミゾゴイ保護の進め方」に示されているように、「樹冠が閉じて薄暗く湿潤な谷地形」となります。このような環境は調査範囲に分布していないため、夜行性鳥類調査の対象としていません。</p> <p>なお、他の夜行性鳥類の生息を想定し、5月上旬、6月上旬、7月上旬、10月下旬、1月下旬に夜間の鳴き声調査を実施しました。</p>
	<p>新聞でも話題になりましたが、ここから3km弱ほど離れたさいたま小川メガソーラー予定地で環境影響評価が行われています。そこでもミゾゴイの営巣が複数確認されています。サシバも3ペアの営巣が確認され、ハチクマも営巣しています。すでに工場が建っているとは言え、この周囲も似たような環境で近いことから、猛禽類やミゾゴイの広範囲な調査も必要だと思います。</p>	<p>猛禽類、ミゾゴイの調査に関するご意見への事業者見解については、先述の「※1～3」の意見に対する見解にお示ししたとおりです。</p>

表 12.1-1(12) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>工場建設前から現在まで長年にわたり当該地を調査してきた研究者の方にヒアリングを行いました。三ヶ山の今の工場があるところではハチクマが繁殖していたそうで、今はその周辺にいるとの事です。サシバも工場の周りに残っています。ミゾゴイの巣も周辺にあると聞いています。調査計画書で決められた調査以上のことは行わないという事ですが、大野埼玉県知事がおっしゃった埼玉県屈指の自然環境を有する当該地の保全のために改めて追加の調査をしていただきたいと思います。</p>	<p>猛禽類、ミゾゴイの調査に関するご意見への事業者見解については、先述の「※1～3」の意見に対する見解にお示ししたとおりです。</p>
	<p>猛禽類に関しては詳細なデータが公表されていないため、適切な保全策がとられているか判断のしようがありません。希望者への詳細なデータの開示をお願いします。</p>	<p>環境影響評価準備書の本編及び資料編には、猛禽類の調査範囲及び調査地点、調査期間、確認種一覧、保全すべき種の一覧、保全すべき種の分布状況等について掲載しており、保全すべき種への影響の予測評価を行う上で必要なデータはお示していると考えています。</p>
	<p>オリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。これら埼玉県絶滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺 200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等において、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>

表 12.1-1 (13) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項 目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
その他	<p>まず前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目(午前)に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのことで、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目(午後)に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょう か？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るという、あってはならない行為です。</p> <p>また、以前の彩の国資源循環工場第一期事業の時は、周辺地元各区に回覧板で説明会を告知していたが今回は、新聞折り込みチラシもしくはポスティングだけでした。</p> <p>再度、意見書を用意して説明会を開催することを要望します。</p> <p>また、前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目(午前)に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのことで、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目(午後)に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょう か？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るという、あってはならない行為です。</p> <p>小川町でも説明会を開催することを要望します。</p>	<p>意見書の用紙については、各説明会の会場受付でご用意をしており、説明会の中で希望者にお渡しする旨を説明してまいりました。</p> <p>また、説明会開催の周知については、埼玉県環境影響評価条例第13条第2項の規定に基づき説明会開催の1週間前までに、同条例施行規則第8条の規定に基づき二以上の方法(①新聞折込みチラシによる配布、②関係地域市町村(寄居町、小川町、東秩父村、深谷市)の広報誌への掲載、③弊社ホームページへの掲載)により行いました。</p> <p>なお、新聞折込みチラシについては、埼玉県環境影響評価条例第5条の規定に基づき通知された、本事業に伴う環境影響評価に関する関係地域である「環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に記載されている「環境に影響を及ぼす地域」(対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域:寄居町、小川町、東秩父村及び深谷市のそれぞれ一部の区域)を含む主要6紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、産経新聞、東京新聞)の朝刊に折り込んで行いました。</p>

12.2 知事の意見についての事業者の見解

第11章で示した「知事の意見」についての事業者の見解は、表 12.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 12.2-1(1) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項	ア 国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、供用後の本施設は温室効果ガスを毎年約20万t排出する試算であることから、温室効果ガスのニュートラル化について、現段階から検討する必要がある。 二酸化炭素を回収して利用するCCU等の先進的な技術活用や溶融に使用するコークス量の削減等、施設稼働に伴い環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。	溶融に使用するコークス量の低減に努めます。またリサイクル性能の確保と二酸化炭素の排出量低減を両立させるべく、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、本事業で経済合理的に採用可能な技術について今後も検討します。
	イ 廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。	高効率の廃棄物発電設備の導入を検討します。廃熱を回収し有効利用することで、省エネルギー化にも努める計画です。廃熱の利用状況については、事後調査書(供用時)において明らかにします。
	ウ 導入施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	導入施設、設備は、排ガス処理設備、排水処理設備等について環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めます。
	エ 微小粒子状物質(PM2.5)対策の観点から、PM2.5に対しても効果的なろ布や同じくPM2.5も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。	微小粒子状物質(PM2.5)に関しては、排ガス処理設備におけるろ過式集じん器により捕集除去する計画です。使用するろ布は適正な性能のろ布を選定します。また、性能を維持するため定期的に新しいろ布に交換いたします。
2 土壌	ア 計画地は過去に改変行為が行われた場所であり、土壌汚染調査においては、これら過去の改変行為やその際の土壌調査などの情報が重要となる。については、過去の土壌調査結果を既存資料として評価書に記載し、現地調査結果に加え、これらを踏まえた予測評価結果となるよう整理すること。	計画地における土地利用の履歴や過去の土壌汚染調査の結果を既存資料調査の結果として評価書に記載し、この結果も踏まえ予測評価を整理しました。

表 12.2-1(2) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
2 土壌 (つづき)	<p>イ 造成等の工事(掘削工事)を行う前に関係法令に基づいた調査を行い、環境基準を超えていると認められる場合には、土壌汚染の拡散防止のために適切な対策を講じること。</p>	<p>現時点の調査としては、掘削を行う建替用地付近、既存施設及び計画施設のごみピット付近、掘削を行う増設用地付近等において、現時点で調査ができる場所を7地点選定し、表層土の汚染状況を確認しました。</p> <p>今後は、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲において、土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、その結果を埼玉県に報告します。「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、県の指定する区域指定の規定等に従い、必要な申請・届出を行います。</p> <p>汚染土が認められた際の具体的な対処方法については、汚染状況が判明した後、に詳細を検討します。</p>
3 動物	<p>ア ヤマアカガエルについて、一部、計画地内における生息が確認されていることから、必要な環境保全措置を実施すること。</p> <p>イ 湧き水由来の湿地・細流、水たまりが必要であるホトケドジョウ、ヤマアカガエルなどの水生生物に係る計画地外の生息地について、造成工事にもなう土砂の流出により、水質の悪化、あるいは流路の変更による生息地消失が懸念されることから、工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策を実施し、生息環境の保全に努めること。</p>	<p>ヤマアカガエルについて、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近では、周辺樹林からの移動利用と考えられる2例が確認されており一時的な生息地として利用している可能性があります。生息が確認された北側敷地境界沿いの樹林付近の改変は行わないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられます。ただし、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近はヤマアカガエルの一時的な生息地として利用している可能性があるため、改変を行わないよう十分注意して工事を実施します。</p> <p>工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策としては、沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する計画です。放流にあたっては、既存施設と同様に側溝を通して放流するため、ホトケドジョウ、ヤマアカガエル等の水生生物の生息地となっている計画施設用地外の北側から東側に分布する水路、止水域等に放流することはありません。ただし、計画施設用地外の北側から東側にはホトケドジョウやヤマアカガエル等の生息地が分布するため、上記の土砂流出や濁水発生の防止対策を徹底し、生息環境の保全に努めます。</p>

表 12.2-1(3) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
4 景観	<p>現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモンタージュを評価書に記載すること。</p>	<p>現在、計画施設の基本設計の段階であり、建物の外観色は、建築仕様・形状が確定する実施設計完了後に詳細を決定する予定ですので、評価書時点においては計画施設の外装の彩度、明度を具体的にお示しできません。ご意見を踏まえ、今後の詳細設計において計画施設の彩度と明度を検討するとともに、具体的な外観色は、周辺環境や既存建物との調和を考慮し決定します。また、景観を事後調査項目として選定し、事後調査書（供用時）において実際の配慮の状況を明らかにします。（事後調査計画の内容は「第9章 事後調査の計画」（p.102～103 参照）に追記しました。）</p>
5 廃棄物等	<p>ア 廃棄物の溶融により生じる主灰のスラグ・メタルについて、真の資源循環に資するために、将来にわたって安定的な利用先の確保に努めること。</p> <p>イ 排ガス処理設備で捕集される飛灰について、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。</p> <p>ウ 工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定すること。</p> <p>エ 取り扱う廃棄物が一般廃棄物も含めて種類が多いことを考慮すると、廃棄物の保管に伴いメタンガス等の引火性ガスが発生しないよう対策を行うこと。</p>	<p>焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する計画です。スラグ・メタルの利用については、採用したシャフト炉式ガス化溶融方式の他施設では、コンクリート二次製品、肥料、藻場ブロック等としての幅広く活用されており、計画施設においても継続的に安定した利用先を確保する見込みです。</p> <p>排ガス処理設備にて捕集されるばいじん（飛灰）は、最終処分場で処分する計画ですが、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減について今後も検討します。</p> <p>工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施します。</p> <p>特別管理廃棄物は専用保管場所を設け、他の廃棄物と区別して容器に入れた状態で保管します。 ごみピットおよびごみ中継ピットにおいては引火性ガスを滞留および外部漏洩させないようにピット内の空気を常時吸引し、燃焼室で高温燃焼します。 また、作業員が24時間滞在しており、万が一火災発生した場合も、設置した放水銃で初期消火します。</p>

表 12. 2-1(4) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
6 温室効果ガス等	<p>廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い（燃料としてコークスを用いる熔融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差）及び温熱利用に係る燃料消費分（広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量）についても考慮したものとすること。</p>	<p>廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス排出削減の状況の予測評価結果については、ご意見を踏まえ、再検証しました。</p>